

# 独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所利用規程

(平成21年3月31日平成20年度規程第47号)

改正 平成26年2月27日平成25年度規程第33号 平成28年3月25日平成27年度規程第41号

平成30年3月30日平成29年度規程第38号 平成31年3月25日平成30年度規程第15号

令和3年3月30日令和2年度規程第57号

## 目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 スポーツ施設の利用(第4条―第9条)

第3章 雑則(第10条―第15条)

附則

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成15年度規則第1号)第3条に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が運営する国立登山研修所(以下「研修所」という。)のスポーツ施設等の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 この規程の定めるところにより研修所を利用させることができる者は、次の表の利用対象者の欄に掲げる者で、登山の健全な発達を図るため、同表の条件の欄に掲げるそれぞれの利用の条件を満たす登山に関する研修会(以下「研修」という。)を行うものとする。

| 利用対象者                         | 条件  |
|-------------------------------|---|
| 1 都道府県教育委員会                   | 1 研修の主催責任者が明確に定められており、かつ具体的な研修計画により安全、効果的に研修が実施されるものと認められるものであること。<br>2 研修に当たって、スポーツクライミング用人工壁又はロッククライミング訓練施設を利用する場合は、指導者の中に公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(山岳)又はこれに準ずると認められる者が含まれ、これらの者の指導により訓練が実施されるものであること。<br>3 研修期間は原則として4泊5日以内であること。<br>4 利用は原則として5名以上の団体であること。<br>5 この規程に定めるもののほか、別に定める利用上の注意事項を遵守し、秩序ある生活ができると認められるものであること。 |
| 2 都道府県の範囲又はこれ以上の地域を包轄する山岳関係団体 |   |
| 3 大学(短期大学を含む。)                |   |
| 4 高等専門学校                      |   |
| 5 高等学校                        |   |
| 6 前各号のほかセンターが特に認めた者           |   |

(利用に供するスポーツ施設)

第3条 センターがこの規程の定めるところにより、利用に供するスポーツ施設は、次に定める施設とする。

- (1) 宿泊室
- (2) 講義室
- (3) トレーニング室・スポーツクライミング用人工壁
- (4) ロッククライミング訓練施設
- (5) 山岳トレーニングコース
- (6) 夏山前進基地
- (7) 冬山前進基地

## 第2章 スポーツ施設の利用

(利用の申込)

第4条 研修所の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、事前に施設利用申込書(別記様式第1号)をセンターに提出し、その承諾を受けなければならない。

(利用の承諾)

第5条 センターは、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を検討し、必要に応じて研修計画について指導を行うとともに、施設・設備等の状況を勘案して利用の可否を決定し、当該利用希望者への施設利用承諾書(別記様式第2号)の交付によって利用を承諾し、利用日を確定するものとする。

(入所の心得)

第6条 前条の規定により研修所利用の承諾を受けた者(以下「施設利用者」という。)は、利用開始日に施設利用承諾書をセンターに提示するとともに、参加者名簿を提出し、利用するものとする。

(施設利用料金)

第7条 センターは施設利用者から別表第1から別表第2までに掲げる施設利用料金を徴収するものとする。

2 センターは、次の各号の一に該当する場合には、施設利用料金を減免することができる。

- (1) センターの設置の目的に照らし、センターが特に必要と認めたとき。
- (2) 施設利用の目的及び方法により、センターが特に必要と認めたとき。

(納入期限)

第8条 施設利用者は、利用の前(利用開始日を含む。)までに施設利用料金をセンターに納入しなければならない。

(利用承諾後の変更)

第9条 施設利用者が第5条の規定による利用の承諾を受けた後に利用日その他の条件につき変更しようとする場合は、施設利用変更届(別記様式第3号)をセンターに提出するものとする。

2 前項の施設利用変更届が提出され場合は、その内容を審査し、承諾するものとする。

### 第3章 雑則

#### (利用承諾の取消)

第10条 センターは、施設利用者が次の各号の一に該当すると認めるとき、その利用承諾を取消し又は利用を中止させるものとする。

(1) 施設利用申込書に虚偽の記載があったとき。

(2) センターの定める規律に違反し又はセンターの指示に従わないとき。

2 センターは、前項の規定により利用の承諾を取り消したとき又は利用の中止を命じたときは、徴収した施設利用料金等を返還しない。

#### (施設利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第11条 施設利用者は、施設利用権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

#### (センターの非賠償責任)

第12条 施設利用者が、第10条の規定により利用の承諾の取消しを受け、又は利用の中止を命ぜられ損害を受けた場合においては、センターはその損害を賠償する責任を負わない。

#### (施設利用者の損害賠償責任)

第13条 施設利用者は、故意又は過失により研修所の施設・設備等をきそんし又は滅失させたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

#### (退所の心得)

第14条 施設利用者が退所する場合は、その旨をセンターに申し出て、利用した施設・設備等を原状に復し、点検を受けなければならない。

#### (実施の細目)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成26年2月27日平成25年度規程第33号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成28年3月25日平成27年度規程第41号)

この規程は、平成28年3月25日から施行する。

#### 附 則(平成30年3月30日平成29年度規程第38号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日平成 30 年度規程第 15 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日令和 2 年度規程第 57 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 7 条関係)

国立登山研修所料金表

| 利用形態                   | 区分       | 料金      |
|------------------------|----------|---------|
| 研修生宿泊（登山研修所主催事業）       | 1 回（1 人） | 2,000 円 |
| その他の研修生宿泊（登山研修所主催事業以外） | 1 回（1 人） | 2,600 円 |

備考

- 1 1 回の利用期間は、4 泊 5 日以内とする。
- 2 宿泊利用時間(宿泊室を含む。)は、利用開始日の 9 時から利用最終日の 17 時までの間とする。

別表第 2(第 7 条関係)

その他の施設

| 利用形態   | 区分       | 料金    |
|--|----------|-------|
| 施設 1 日利用（講義室、トレーニング室・スポーツクライミング用人工壁、ロッククライミング訓練施設、山岳トレーニングコース、夏山前進基地、冬山前進基地） | 1 日（1 人） | 500 円 |

備考

- 1 1 日の利用時間は、9 時から 17 時までとする。ただし、冬山前進基地において、宿泊を伴う場合の利用時間は 0 時から 24 時までとする。
- 2 宿泊利用者については、宿泊利用開始日から利用最終日までの間にその他の施設を利用する場合は、利用料金を徴収しないものとする。

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

施設利用申込書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 5 条関係)

施設利用承諾書

[別紙参照]

別記様式第3号(第9条関係)

施設利用変更届

[別紙参照]